平成２１年（フ）第１３９０号
京都市山科区御陵荒巻町27―10、破産手続開始決定時の住所京都府宇治市木幡西浦12番地
破産者　髙橋　祥一
1　破産債権の届出期間　平成22年２月17日まで
2　一般調査期日　平成22年３月17日午後２時30分
平成22年１月13日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２０年（フ）第９９６７号
大阪府東大阪市川田１丁目13番９号
破産者　信和車体工業株式会社
1　破産債権の届出期間　平成22年２月18日まで
2　一般調査期日　平成22年３月23日午後４時
平成22年１月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９７５１号
大阪府高槻市日吉台七番町３番21号
破産者　前田　　収
1　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
2　一般調査期日　平成22年３月23日午後４時
平成22年１月13日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０５０号
神戸市灘区城内通５丁目５番19号
破産者　有限会社ホーム衛生
1　破産債権の届出期間　平成22年２月19日まで
2　一般調査期日　平成22年３月18日午前10時30分
平成22年１月13日
神戸地方裁判所第３民事部

債権者集会招集

平成１３年（フ）第１６２１号
大阪市北区曽根崎２丁目２番１号
破産者　株式会社イージーキャピタルアンドコンサルタンツ
1　期日　平成22年３月16日午後１時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算報告
平成22年１月８日
大阪地方裁判所第６民事部

平成１９年（フ）第７０８号
徳島県阿波市吉野町西条字東大竹45番地１
破産者　橋本資材株式会社
1　期日　平成22年２月１日午前11時
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年１月14日　　徳島地方裁判所民事部

平成１８年（フ）第６８７２号
大阪市中央区道修町４丁目５番10号サンビル６階
破産者　ジャパンゴルフマネジメント株式会社
1　期日　平成22年３月23日午前10時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年１月18日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１２１号
大阪市中央区北浜４丁目７番28号
破産者　WOW　Brands　Japan株式会社
1　期日　平成22年３月23日午前10時
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年１月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第２７号
熊本県上天草市松島町合津2205番１
破産者　齊藤　政春
異議申述期間　平成22年３月４日まで
平成22年１月14日　熊本地方裁判所天草支部

特別清算開始

平成２１年（ヒ）第３４号
札幌市白石区流通センター７丁目９番35号
清算株式会社　株式会社丸ア阿部商店
代表清算人　辻道　雅彦
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
札幌地方裁判所民事第４部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第４号
秋田市新屋鳥木町１番81号
清算株式会社　三傳石油株式会社
1　決定年月日　平成22年１月12日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
秋田地方裁判所民事２部

平成１６年（ヒ）第３０１３号
大阪市生野区新今里４丁目６番５号
清算株式会社　株式会社シルバートップファミリー
1　決定年月日　平成22年１月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

関係人集会期日等

平成２０年（ミ）第３号
三重県伊賀市円徳院字中熊谷1636番地
更生会社　阿山カンツリー株式会社
管財人　石井　教文
1　関係人集会
期日　平成22年３月26日午後２時30分
目的　更生計画案の決議
2　議決権の行使
方法　会社更生法189条２項３号の方法（同項２号の方法による場合の投票は会社更生規則52条２項１号の方法による。）
書面投票期間　平成21年12月25日から平成22年３月24日まで
3　決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限
平成22年３月15日
平成21年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（ミ）第４号
三重県伊賀市円徳院字中熊谷1636番地
更生会社　株式会社ヒューマン・トータル・マネイジメント
管財人　石井　教文
1　関係人集会
期日　平成22年３月26日午後２時30分
目的　更生計画案の決議
2　議決権の行使
方法　会社更生法189条２項３号の方法（同項２号の方法による場合の投票は会社更生規則52条２項１号の方法による。）
書面投票期間　平成21年12月25日から平成22年３月24日まで
3　決議の組分け
更生担保権者と更生債権者の二組に分けて行う。
4　議決権不統一行使の通知期限
平成22年３月15日
平成21年12月25日
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２２年（再）第１号
和歌山市真砂丁１丁目１番地
再生債務者　株式会社ゴトウ本店
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　大阪市中央区今橋４丁目３番18号　HK今橋ビル９階　辰野・尾崎・藤井法律事務所　弁護士　辰野　久夫
3　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財